

一般社団法人“人間と性”教育研究協議会「乳幼児の性と性教育サークル」 会 則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、“人間と性”教育研究協議会（略称「性教協」）「乳幼児の性と性教育サークル」と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、〒151-0071 東京都渋谷区本町1丁目7番16号初台ハイツ1006号におく。

第3条（目的）

本会は「性教協」設立趣意書を基本とし、乳幼児の性的発達と性教育の実践を研究することを目的とする。

第4条（会員）

本会は「性教協」の本部会員で、本会の目的に賛同し、会費を納入した個人によって構成される。

第2章 事業

第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 年次大会、研究会、講演会等の開催
- ② メールマガジン（会報）の発行
- ③ 共同研究による出版物の編集、刊行
- ④ 各種研究会、講演会などへの講師あつせん、および派遣
- ⑤ 関係諸団体との連絡、協力、提携
- ⑥ その他必要と認める事項

第3章 組織および運営

第6条（運営役員）

本会の事業を行うために、次の役員をおく。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 1名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 研究局長 1名
- ⑤ 編集局長 1名
- ⑥ 会計監査 2名

役員は総会で選出され、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第7条（代表および副代表）

代表および副代表は運営委員会で互選され、本会を代表する。

第8条（運営委員会）

運営委員会は総会決定に基き、本会の運営に必要な事項を審議するとともに、その実務を処理する。

第9条（全国幹事）

サークルは全国幹事1名を選出する。

第10条（部局）

運営委員会の中に次の部局をおく。

- ① 事務局——庶務、渉外、連絡、会計など
- ② 研究局——研究などの企画運営、情報の収集・提供など
- ③ 編集局——メールマガジン（会報）の発行、出版物などの企画編集など

- ④ 6 役——各部局長と代表、副代表、
全国幹事から構成され、
各部局の連携を図り運営
委員会に提案する原案の
作成を行う。

- ⑤ 実行委員会——各部局から構成さ
れ全国セミナーの具体案
を検討し運営委員会に提
案実行していく。

また、業務の必要に応じて、部局および
委員会を設けることができる。

第 1 1 条（総会）

総会は年 1 回開かれ、次の事項を審議決
定する。

- ① 活動報告および活動方針
- ② 事業計画
- ③ 予算および決算
- ④ 役員の選出
- ⑤ 会則の改正
- ⑥ その他必要と認める事項

第 1 2 条（会員名簿）

会費の納入が最終納入から数えて 3 度目
の総会の時点で会費納入が確認されない場
合会員名簿から削除する。

第 4 章 会 計

第 1 2 条（会費）

本会の会員は、「性教協」の本部会員で、
年額 1 0 0 0 円のサークル会費を納めなけ
ればならない。

第 1 3 条（経費）

本会の経費は、会費、事業収入、寄付金
その他をもってあてる。

第 1 4 条（監査）

本会の収支決算は、総会に報告、承認を
受けるものとする。

第 1 5 条（会計年度）

本会の会計年度は、 1 2 月 1 日より、
翌年 1 1 月 3 0 日までとする。

付 この会則は 2 0 1 8 年 8 月 4 日より
施行する。

改正 2 0 2 3 年 1 2 月 3 日

改正 2 0 2 4 年 1 2 月 1 5 日